

修好通商条約の新視角

—「言語」と「条約文」の再検討—

寺本敬子・塩田明子・楠家重敏

はじめに

グロ男爵は、特命全権委員として清に赴くよう、皇帝〔ナポレオン三世〕陛下に命じられた。エルギン卿は、イギリス女王陛下の政府より、〔グロ男爵と〕同じ資格の同様の任務を拜命した。両全権委員は、委任された交渉を遂行する上で、協力し合うことになる。その成功によって、キリスト教文化および諸国の商業は、間違いなく新たな広がりを見せるであろう⁽¹⁾。

これは、ジャン＝バティスト・ルイ・グロ男爵 (Jean-Baptiste Louis Gros, 1793-1870) の特命全権委員 (commissaire extraordinaire) 就任および清への派遣を報じた 1857 年 5 月 7 日付のフランス官報『ル・モニトゥール・ユニヴェルセル』の記事である。この記事は、イギリス全権委員として既に清に派遣されていたジェームズ・ブルース・エルギン卿 (James Bruce, 8th Earl of Elgin, 1811-63) に触れ、両国の全権委員がともに清との交渉にあたることを伝えている。グロ男爵は、57 年 5 月 27 日にフランス南東部、地中海に面する都市トゥーロンを出発し、10 月 13 日に香港に到着した⁽²⁾。英仏連合軍は、57 年 12 月に広州を占領し、58 年 5 月には天津を制圧した。これをもって二人の全権委員は 6 月に清と天津条約を締結した。こうして一旦清との関係が落ち着くと、本国外務省から受けた訓令のとおり、エルギン卿とグロ男爵は日本に渡航し、修好通商条約を締結する⁽³⁾。

本稿は、この 1858 年の修好通商条約について、フランス、イギリス、日本という複眼的な視座から検討を試みるものである。江戸幕府は 1858 年に、アメリカ、ロシア、オランダ、イギリス、フランスの五か国と修好通商条約を締結した。この条約の歴史的評価については、従来、とりわけ不平等条約説をめぐり、最初に結ばれた日米の二国間を重視した条約の検討がなされてきた。確かに、アメリカに続く四か国は、この日米条約を範とし、江戸幕府との交渉にあたった。しかしこれに各国が「追加条項」を取り入れ、新たな展開が見られた点も見逃してはならない。条約をめぐる国際環境を明らかにするには、これらの差異の検討は不可欠となる。とりわけ 4 番目の日英条約と 5 番目の日仏条約の独自性は今一度見直してみる必要があるだろう。というのも、英仏の全権委員は 1858 年に天津条約の延長線上で修

好通商条約を締結しようと試みており、こうした視座から清および日本との条約を検証する必要があるからだ。

本稿は、特に二つの問題に焦点を当てる。第一に「言語」の問題である。条約文をどの言語で書き、条約文の解釈上の正文をどの言語に求めるかという問題に留まらず、英仏は新たに外交文書の言語の規定を求めた。これは、日本において「オランダ語」から「英語」および「フランス語」へと外交交渉時の言語の転換を促し、まさに「幕末の言語革命」の出発点となった⁽³⁾。第一章では、とりわけ日仏修好通商条約の「言語」にかかわる条約文とその協議内容を対象に、日英条約および天津条約との比較を交えながら検討する（執筆担当は、寺本敬子、塩田明子）。そして第二に「条約改正」の問題を取り上げる。これは不平等条約説の議論につながるが、「条約改正」は日本側に限定された問題ではなく、欧米側にとっても必要であった。第二章では、イギリス外交官のアーネスト・メイソン・サトウ（Ernest Mason Sattow, 1843-1929）が1866年に発表した論説において、この修好通商条約がどのように評価され、いかなる点において「条約改正」が必要とされたのかを明らかにすることとしたい（執筆担当は、楠家重敏）。

1. 日仏修好通商条約における「言語」の規定⁽⁴⁾

まず、1858年に江戸幕府が五か国との間に締結した修好通商条約における「言語」の規定について、その全体像を表1で確認しよう。

表1 1858年の修好通商条約と言語⁽⁵⁾

相手国	条約名／条約文の言語、条約解釈上の正文となる言語	外交文書の言語の規定	調印日	批准書交換日
1. アメリカ	日本国米利堅合衆国修好通商条約（全14条）	なし	1858年7月29日 （安政5年6月19日）	1860年5月22日 （萬延元年4月3日）
	第14条：条約文は、日本語・英語・オランダ語。正文は、オランダ語。			
2. ロシア	日本国魯西亜国修好通商条約（全17条）	なし	1858年8月7日 （安政5年7月11日）	1859年8月8日 （安政6年7月10日）
	第17条：条約文は、日本語・ロシア語・オランダ語。*正文に関する記載なし。			
3. オランダ	日本和蘭修好通商航海条約（全10条）	なし	1858年8月18日 （安政5年7月10日）	1860年3月1日 （萬延元年2月9日）
	*条約文は、日本語・オランダ語。			

4. イギリス	日本国大不利願国修好通商条約（全24条）	第21条：イギリスから発信される外交文書は「英語」、ただし条約締結後5年間は日本語訳またはオランダ語訳を添付	1858年8月26日 (安政5年7月18日)	1859年7月11日 (安政6年6月12日)
	第21条：条約文は、日本語・英語・オランダ語。正文は、オランダ語。			
5. フランス	日本国佛蘭西国修好通商条約（全22条）	第21条：フランスから発信される外交文書は「フランス語」、ただし条約締結後5年間は日本語およびフランス語	1858年10月9日 (安政5年9月3日)	1859年9月22日 (安政6年8月26日)
	第22条：条約文は、日本語・フランス語・オランダ語。正文は、オランダ語。			

表1のとおり、条約文の言語は、日本語および相手国の言語で書かれるが、日蘭条約を除く四か国の条約についてはさらにオランダ語訳が添えられた。というのは、江戸幕府にとってオランダ語は、外交交渉時に使用できるほぼ唯一のヨーロッパの言語だったからである。最初の日米条約の第14条では「日本語英語蘭語にて本書写共に四通を書し其訳文は何れも同義なりと雖蘭語訳文を以て証拠と為すへし」とあり⁶⁾、条約文の解釈に相違がある場合にはオランダ語訳が「証拠」となった。この日米条約を範とし、それ以降の条約も同様にオランダ語訳を正文に定めた。

しかし最後の英仏の条約は、新たに「外交文書の言語」に関わる規定（第21条）を設けた。そこでは、イギリスから発信される外交文書が「英語」、フランスから発信される外交文書が「フランス語」で表記されると定められた。この規定は、それ以前の日米・日露・日蘭の条約文には見られない内容である。実は、この新しい規定は「天津条約」の内容を引き継いだものであった。以下に日仏条約の締結にいたる経緯を見ていこう。

フランスとイギリスの協調路線

日仏修好通商条約締結の背景としてまず押さえておくべきは、冒頭で触れた英仏の外交上の協調路線である。フランスは、クリミア戦争（1853年～56年）以来、イギリスとの協調を重視していた。英仏は、とりわけロシアに対抗するかたちで、東アジアにおける権益を拡大していくこととなる。英仏の全権委員エルギン卿とグロ男爵は、いずれも全権として清との間に「天津条約」を1858年6月26日（清英）、6月27日（清仏）に締結した⁷⁾。この英仏の協調路線は、江戸幕府との修好通商条約の交渉においても引き継がれた。

実際、日本に向かう行程においてグロ男爵は、エルギン卿とともに上海を出発する予定であった。グロ男爵は、フランス海軍のシャルル・リゴー・ド・ジュヌイ提督（Charles Rigault de Genouilly, 1807-73）に宛てた1858年7月28日付の書簡で「イギリス・フランス両政府は、それぞれが日本において着手することになる交渉が、互いの全権委員の確かな協調関係によって、より威圧感のあるものとなると考えた。

こうすることで、成功がさらに確実なものとなる」とイギリスとの協調が日本との条約交渉を一層有利なものとするのを伝えている⁽⁸⁾。これに続けて「外務大臣閣下からは、通達を受けた際に、日本に赴く際には、江戸幕府に強烈な印象を与えるように、必ず十分な海軍力を伴っていくよう指示を受けた」ことを伝え、日本に渡航するためのフランス艦隊の配備を要請した⁽⁹⁾。

ただし、リゴー・ド・ジュヌイ提督からの返信には、フリゲート艦オダシュズ号の故障、中国およびコーチシナ（ベトナム南部）に配備すべき艦隊の事情が挙げられ、日本に渡航するために手配できるのは三隻のみである旨が記されている⁽¹⁰⁾。結局、1858年7月31日に上海を出発したエルギン卿に遅れること約一か月、グロ男爵をはじめとするフランス全権委員は同年9月6日に上海を出発し、9月13日に下田に到着した⁽¹¹⁾。

以上のように、当初グロ男爵は、イギリス全権委員とともに清から日本に渡航し、幕府との条約交渉を試みる予定であった。しかし、清およびコーチシナにおいて、フランスが同時並行的に展開していた軍事配備により、グロ男爵の日本渡航に遅れが生じたのである。

日英修好通商条約における「言語」の規定とその背景

日仏条約について検討する前に、日英条約の締結にいたる経緯を確認しておきたい。

イギリスの全権委員エルギン卿は、私設秘書のローレンス・オリファント（Laurence Oliphant, 1829-88）をとともない、8月12日に品川沖に到着した⁽¹²⁾。なお、幕府との交渉を前に、エルギン卿は、下田でアメリカ領事のタウンゼント・ハリス（Townsend Harris, 1804-78）の許可を受け、アメリカ領事館付の通訳官ヘンドリック・ヒュースケン（Hendrick Conrad Joannes Heusken, 1832-61）を江戸に同行させた。ヒュースケンは、オランダ人で日本語を解したため、米英の全権委員の通訳を助けた。一方、幕府は、全権委員に外国奉行の水野筑後守（忠徳、1810-68）、永井玄蕃頭（尚志、1816-91）、井上信濃守（清直、1809-68）、堀織部正（利熙、1818-60）、岩瀬肥後守（忠震、1818-61）、目付の津田半三郎（正路、生年不詳-1863）を任命した⁽¹³⁾。これに和蘭通詞の森山栄之助（1820-71）が加わった。条約締結に向けた協議は、8月18日、21日、22日、23日の4回にわたり、26日に日英修好通商条約が調印された。

条約締結から5日後、8月31日付の書簡で、エルギン卿はイギリス外務大臣に日英修好通商条約の締結を報告した⁽¹⁴⁾。このとき「私は時間に逼迫していた（清における私の不在が可能な限り短い期間であるべきとされたため）」ことも伝えている⁽¹⁵⁾。これに続けて日英条約が、天津条約ではなく、日米条約を範としたことに言及した。その理由として「異なる条約内容を採用した場合、日本人にとって不当であろうと思われた。外国人との最初の接点で、大きな困惑と混乱をきたすことは間違いないからである。」と述べている⁽¹⁶⁾。とはいえ「〔幕府が〕ハリス氏に既

に認めた条項に加え、私は日本の全権委員に二つ三つの重要な譲歩を引き出すことに成功した」と彼自身の功績をここで強調した。

エルギン卿が幕府から引き出した「譲歩」とは、第一に日本へのイギリス綿製品および羊毛製品の輸入税率为20%から5%に引き下げたことであった。日米条約は、日本への輸入税率为原則20%に定めていたことに対し、これは大きな利益となる。そして第二に挙げたのが「言語」であった。既に確認したように、日英条約の第21条は、日米条約と同様に、オランダ語訳を正本としたが、「この規定に、女王陛下の外交官または領事代理から日本役人に発信される文書はすべて今後英語で書かれるという条項を、私は加えたのである」と伝えた⁽¹⁷⁾。日英条約の第21条は、以下のとおりである。

第二十一條⁽¹⁸⁾

此條約は日本英吉利及和蘭語にて書し各同義同意にして和蘭文を元とみるへし都て貌利太尼亞のヂプロマチーキアгент及コンシュライルアгентより日本司人にいたす公事の書通ハ向後英語にて書すへし尤此條約調判の月日より五箇年の間は日本或は和蘭の譯書を添へし

Article XXI

This Treaty being written in **the English, Japanese, and Dutch languages, and all the versions having the same meaning and intention, the Dutch version shall be considered the original**; but it is understood that all official communications addressed by the Diplomatic and Consular Agents of Her Majesty the Queen of Great Britain to the Japanese authorities, **shall henceforward be written in English**. In order, however, to facilitate the transaction of business, they will, for a period of **five years from the signature of this Treaty, be accompanied by a Dutch or Japanese version**.

ここでは、確かに日米条約と同様に、①条約文が日本語、英語、オランダ語で書かれ、これら全ての言語による条約文は同義同意であり、オランダ語が正文とみなされることが記されている。しかしこれに続けて②イギリス外交官から日本役人に宛てた外交文書はすべて、今後英語で書かれること、③ただし、この条約調印から5年間は、交渉を円滑にするためにオランダ語訳または日本語訳が添付されることを定めている。以上の執行について、エルギン卿は「この期間〔5年〕が過ぎれば、そのような助けを借りずに済むだろうと彼ら〔日本の全権委員〕は保証した。彼らの多くが学ぶ意欲を見せたため、この点について彼らの言葉を信じてよいと考えている」とイギリス外務省に報告した⁽¹⁹⁾。

この日英条約の第21条は、楠家重敏が既に指摘したように、イギリスが同年6月26日に、清と締結した「天津条約」第50条の影響があったと考えられる⁽²⁰⁾。

天津条約の第50条では、①イギリス外交官から清の役人に宛てた外交文書は全て、今後英語で書かれること、②当面は、中国語訳を添付するが、英語と中国語の条約文の解釈にいかなる相違が生じた場合も、イギリス政府は英語の正文の示す意味を正しいものとみなすこと、③この規定は天津条約に適用され、その中国語の条約文は英語の正文によって慎重に修正されること、これら三点が定められた⁽²¹⁾。

以上から、天津条約と日英条約について「言語」にかかわる条項を比較すると次のことが指摘できる。第一に、天津条約では「英語」を正文と定めたのに対し、日英条約では「オランダ語」を正文としたことである。第二に、いずれもイギリスから発信される外交文書は「英語」とする規定が設けられたが、天津条約では「当面」と期限を定めず、日英条約では「5年間」の期限を定めている。エルギン卿は、ここで天津条約と同様に、第三言語を交えずに両国の言語で直接交渉できる環境を準備したのである。イギリスは、外交上で「言語」の持つ重要性を認識していた。

こうして日英条約を契機として、イギリス側は日本語、日本側は英語、双方で言語の修得に向けた勉学を本格化させることとなる。イギリス領事館では、サトウやウィリアム・ジョージ・アストン (William George Aston, 1841-1911) など、極めて優秀な日本語の通訳官を輩出したことは周知のとおりであろう⁽²²⁾。

日仏修好通商条約の締結に至る経緯

さて、日本に到着したフランス全権委員はどのように交渉を進めていったのだろうか。次に日仏修好通商条約の締結に至る経緯を見よう。

グロ男爵を全権代表とするフランス使節は、9月13日に下田に到着し、19日に品川に入った⁽²³⁾。21日には、幕府の外国奉行にナポレオン三世の国書を手渡し、条約締結に向けた交渉を要請した。これを受け、幕府は23日に外国奉行の水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、岩瀬肥後守、目付の野々山鉦蔵、以上6名を全権委員に委任した⁽²⁴⁾。なお、これらの全権委員は、野々山鉦蔵を除き、日英条約の交渉にあたったのと同じ顔ぶれであった。

日仏間の協議は、全6回実施された⁽²⁵⁾。この協議に出席したフランス使節は、全権代表のグロ男爵、書記官のド・モージュ侯爵 (Alfred de Moges, 1830-1861)、日本語通訳官の宣教師エマニュエル・ウジェーヌ・メルメ・カシオン (Emmanuel Eugène Mermet Cachon, 1828-1889) である。幕府からは、上記6名の全権委員が出席し、オランダ語通訳の森山栄之助も同席した。

ここで興味深いのは、日本語を解するフランス人宣教師メルメ・カシオンの存在であろう。それまで、アメリカおよびイギリスの全権委員はいずれも、オランダ人通訳官ヒュースケンに通訳を任じていた。一方の幕府は、森山栄之助がオランダ語の通訳を担った。すなわち両者は、それぞれの言語 (英語、日本語) に「オランダ語」を媒介にすることで協議を行った。これに対しフランスと幕府の協議では、日仏両語を解するメルメ・カシオンの存在によって日仏の言語で直接の対話が可能となった。そのためグロ男爵は第1回の協議 (9月27日) で「条約をフランス語と

日本語で作成すること」を要請した⁽²⁶⁾。日仏間の協議は、9月27日、28日、29日、10月1日、2日、以上5回の協議を経て、第6回目の協議が開かれた10月9日に日仏双方の全権委員により22カ条の条約および貿易章程7則の調印にいたった。

第21条：外交交渉時の言語

先述したとおり、日英条約において「言語」を規定したのは「第21条」であった。これに相当する条項は、日仏条約では「第21条」と「第22条」である。以下に具体的な内容とその背景について見ていくこととしよう⁽²⁷⁾。なお、条約文の日本語およびフランス語は、フランスにおけるヨーロッパ・外務省文書館所蔵の原本の表記に即したが、アクセント記号は補った。

第二十一條

佛蘭西ミニストル并にコンシユルより日本高官へ書面にて掛合ふ事あらハ佛蘭西語を以てすへし日本にて速に解する為に五年の間は都て日本語并佛蘭西語にて認むへし

Article vingt-un [sic] (article 21 du traité anglais)

Toute communication officielle adressée par l'agent diplomatique de sa Majesté l'Empereur des Français aux autorités japonaises sera, dorénavant écrite en français: Cependant pour faciliter la prompt expédition des affaires, ces communications ainsi que celle des consuls de France au Japon, seront, pendant une période de cinq années, à dater de la signature du présent traité, accompagnées d'une traduction japonaise.

この第21条において、日英条約に倣い、日仏条約は、フランス外交官から日本役人宛に発信される外交文書は「フランス語」に定めた。ただしこれを幕府で直ちに執行することは困難であったため、日英条約と同様に、条約調印から「5年間」の猶予が設けられ、フランス語にその「日本語」訳を添付することが定められた。

日英と日仏の条項で異なる点は、日仏条約では5年間の猶予期間に日本語訳を添付することは明記しているが、オランダ語訳の添付については言及していない点であろう。何故、ここでオランダ語訳が明示されなかったのか定かではないが、条約交渉時に「〔グロ男爵には〕オランダ語を解す者が周りに誰もいなかった」こと⁽²⁸⁾、また日本語を解すメルメ・カシオンがいたためオランダ語は必要ないと考えた可能性もあるだろう。

しかし実際には、日仏条約の締結後、初代公使デュシェーヌ・ド・ベルクール (Gustave Duchesne de Bellecourt, 1817-81) および二代公使レオン・ロッシュ (Léon Roches, 1809-1900) の在任時に、フランス公使館から幕府に発信された外交

文書は、日本語訳またはオランダ語訳が添えられていた。とりわけフランス公使館に日本語を解す通訳官が不在のときにオランダ語訳が添付されている。フランス公使館から江戸幕府宛に発信された文書およびその翻訳の言語は、表2のとおりである。

表2 フランス公使館から江戸幕府宛に発信された外交文書⁽²⁹⁾

フランス公使	フランス公使館から江戸幕府に発信された文書	フランス側の主な翻訳者	言語
ギュスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクール、総領事・公使在任：1859年6月～1864年4月	1859年4月20日～ 1861年1月26日 (全165通)	ジラール、メルメ・カシオン	フランス語+日本語訳 またはオランダ語訳
	1861年2月10日～ 1864年5月2日 (全173通)	ブレックマン、ウェーフェ、ユースデン、メルメ・カシオン、ファン・デア・ヴォー	フランス語+オランダ語訳
レオン・ロッシュ、公使在任：1864年4月～1868年6月	1864年5月30日～ 1864年8月1日 (全7通)	ファン・デア・ヴォー、メルメ・カシオン	フランス語+オランダ語訳
	1864年8月19日～ 1866年10月16日 (全89通)	メルメ・カシオン	フランス語+日本語訳
	1866年11月22日～ 1868年1月24日 (全21通)	—	フランス語

デュシェーヌ・ド・ベルクルの在任時は、日本語訳とオランダ語訳が混在していた。そのなかで日本語訳を作成した主な通訳官は、パリ外国宣教会の宣教師プリュダンス・セラファン＝バルテルミ・ジラール (Prudence Seraphin-Barthelemy Girard, 1821-1867) である。しかし1861年1月末に、横浜の教会建設および司祭の任務に専念するため、ジラールは公使館の通訳官を辞した。その後61年2月10日から64年5月2日まで、フランス公使館から幕府に発信された文書はオランダ語訳に統一され、日本語訳は見られない。すなわち、このときフランス公使館には日本語を解す通訳官が不在であったと推測される。

第二代公使にロッシュが就任すると、宣教師メルメ・カシオンが横浜のフランス公使館の通訳官に本格的に復帰し、日本語訳を作成することになる。しかし1866年10月16日の発信を最後にメルメ・カシオンがフランスに帰国すると、フランス公使館から幕府に発信された文書は68年1月の王政復古にいたるまでフランス語に統一され、日本語訳またはオランダ語訳は添えられていない。すなわち、これらのフランス語は、幕府によってフランス語から日本語に翻訳されたのである。とりわけ通訳官の塩田三郎 (1843-89) など、フランス語を解する日本人が日本語訳を作成し、ロッシュの通訳も担った。塩田は、メルメ・カシオンに師事し、フランス

語を学んでいた。また65年4月1日には横浜仏語伝習所が開校され、フランス公使館が積極的に支援するかたちで、日本人に対するフランス語教育が実施されていたのである⁽³⁰⁾。

第22条：条約文の言語および正文

第22条では、条約文の言語および正文の言語について、以下のように定められた。

第二十二條

此條約本書は佛蘭西皇帝自ら名を記し印を押し日本大君奥印して今より後一年の内に佛蘭西使節と日本委任の役人と江戸において取替すへし

此条約ハ佛蘭西にてハ佛蘭西語を用ひ日本の片かなを添へ日本にてても和文を用ひ片かなを添へし其文意はいつれも同様なれともなお兩國にて通する和蘭語の訳文を双方より添たりもし條約に解かたき事あらハその蘭文を以て證とすへし この文ハ魯西亞英吉利亞墨利加條約に添たる和蘭陀語訳文と同義なり […]

Article vingt-deux et dernier (article vingt-quatre du traité anglais)

Le présent traité de paix, d'amitié et de commerce sera ratifié par Sa Majesté l'Empereur des Français et par Sa Majesté l'Empereur du Japon et l'échange de ces ratifications aura lieu à Yedo dans l'année qui suivra le jour de la signature.

Il est convenu entre les hautes parties contractantes qu'au moment où le traité sera signé, le Plénipotentiaire Français remettra aux Plénipotentiaires japonais deux textes en français du présent traité comme de leur côté les Plénipotentiaires Japonais est [sic : en の誤か] remettront au Plénipotentiaire de France deux textes en Japonais. Ces quatre documents ont le même sens et la même portée; mais pour plus des [sic] précision, il a été convenu qu'il serait annexé à chacun d'eux une version en langue hollandaise qui en serait la traduction exacte attendu que de part et d'autre cette langue peut être facilement comprise; et il est également convenu que dans le cas ou [sic] une interprétation différente serait donnée au même article français et japonais, ce serait alors la version hollandaise qui ferait foi.

Il est aussi convenu que la version hollandaise ne différera en aucune manière, quant au fond, des textes hollandais qui font partie des traités conclus récemment par le japon avec les Etats-Unis d'amérique, l'Angleterre [sic] et la Russie. […]

日仏条約では、日米・日英条約と同様に、条約文は日本語、フランス語、オラン

ダ語で書かれ、条約文の解釈上の不一致が生じた場合は、オランダ語訳を正文とすることが定められた。なお、この条項には、日仏条約で用いられるオランダ語が、日米・日英・日露の条約で用いられるオランダ語と同様であることも明示された。

この第22条における条約文の「言語」の問題については、日仏間の協議でとりわけ議論の的となった。以下に、協議された内容について、詳しく見ていこう。

当初、グロ男爵は、先述のとおり、フランス語と日本語のみでの条約文の作成が可能と考えていた⁽³¹⁾。しかし第4回目の協議（10月1日）で、日本の全権委員が主張したのは「日本語を正文とすること」であった⁽³²⁾。これに対し、グロ男爵は直ちに異を唱え、次のように提案したとド・モージュ侯爵は記録している。

彼〔グロ男爵〕は、フランス政府から正式に、〔日本案とは反対に〕フランス語文を正文とするよう訓令を受けていると述べた。彼は清との条約では、この条項を清に認めさせた。しかし、全権を持つものとして、日本に対する条約で同じことは要求してはならないと彼自身の責任において考えている。ただし、この条項については、明言せずにおかなければならない。そのようなわけで、フランス人にはフランス語文を、日本人には日本語文を根拠とする。もし異議が生じた場合には、フランス外交官と日本政府が、協議の上で問題を解決する。については、日英・日米の条約の正文としてイギリスとアメリカに認められているオランダ語文を調停的位置づけとする⁽³³⁾。

この発言で明らかのように、グロ男爵はフランス政府から「フランス語文を正文とする」ように訓令を受けていた。イギリス全権委員と同様に、グロ男爵も清仏間で締結した「天津条約」を範とするよう試みていた。しかしこの提案に対し、日本の全権委員は反対した。というのも、フランス側には日本語文を確認できる通訳官メルメ・カションがいるが、日本側には確認する手段がないからである。そこで日本側が提案したのは「書記官の森山栄之助に条約の日本語文をできるだけ忠実に一語一語オランダ語訳させ、食い違いがあった場合は、このオランダ語版に依拠すること」であった⁽³⁴⁾。

これに対してグロ男爵は再び反対を唱えた。フランス全権委員には、オランダ語を確認する手段・人がいないので、それでは完全に日本の裁量にゆだねられてしまうことになる。それゆえグロ男爵は「日仏条約は、日英条約とほぼ同じなので、解釈の相違が生じた場合には、日英条約のオランダ語文に完全に依拠するのはどうか」と提案した⁽³⁵⁾。しかしこれについて日本の全権委員は異を唱え、「〔日英条約の〕オランダ語文は、フランス用に作成されたものではない。〔…〕本質的な違いはないにしても、条約文の順序が異なる」とした⁽³⁶⁾。

この協議のなかでグロ男爵は「下田に船を一隻送って、既に〔日米・日英の条約の翻訳の〕経験のあるアメリカ領事のオランダ語通訳官〔ヒュースケン〕を呼び寄せる以外に解決法は見当たらない。しかしそうすると、交渉の大幅な遅れを確実に

引き起こすことになる」と考えた⁽³⁷⁾。エルギン卿は、既に清に戻り、天津条約の批准書交換に向けた交渉に着手していた。グロ男爵も日本での交渉を速やかに終えて清に戻る必要があったのである。

こうして双方の意見の一致が見られなかったため、この条約文の最終的な議論は翌10月2日の第五回協議に持ち越された。ここで結局、グロ男爵は、条約文を日本語、フランス語、オランダ語で書き、「同じ条項のフランス語と日本語で異なる解釈がなされた場合には、オランダ語版を正文とする」ことを自ら提起し⁽³⁸⁾、これを日本の全権委員も承諾したのである。ただし、これに加え、グロ男爵は最後に「オランダ語版は、先頃、日本と米・英・露との間に結ばれた条約の一部をなすオランダ語文と、その実質は少しも変わらないものとする」という条件を付けることを忘れなかった⁽³⁹⁾。実際には、日米・日露・日英の条約を比べると条項の順番や文言は異なっているが、その内容としては「実質は少しも変わらない」としたのである。

なお、日仏条約の第21条および第22条は、清仏間の天津条約「第三条」に相当する⁽⁴⁰⁾。天津条約（清仏）の第3条では、フランスの外交官・領事（代理）と清当局の公式のやりとりは「フランス語」で書くことが定められた。ただし外交交渉を円滑にするため、清政府の通訳が正確にフランス語を話し書けるようになるまで、できるだけ正確な「中国語訳」を付けるものとした。また外交文書は、フランス側はフランス語で、清側は中国語で行うこと、また既に双方の合意の上で取り決められた条項について、フランス語文と中国語文で解釈に相違が生じた場合には、「フランス語文が優先される」とした。また天津条約そのものについても「フランス語」が正文とされたのである。

以上のように、清仏間の天津条約は「フランス語」を正文とするなど、「言語」の側面においてフランス優位であった。これに対し、修好通商条約では、日米および日英の条約に倣って「オランダ語」を正文に定めるなど、フランスが譲歩する結果となったと言えるだろう。

批准書の交換

翌1859年9月22日、来日したフランス全権兼総領事ギユスターヴ・デュシェーヌ・ド・ベルクールと、日本側の全権を外国奉行の酒井隠岐守（忠行）によって、条約批准書が交換された。日本側の批准書には、外国事務老中として間部下総守（詮勝、1804-1884）、脇坂中務大輔（安宅、1809-1874）の花押、そして源家茂（徳川家茂、1844-46）の「経文緯武」の銀印が押された。フランスにおけるヨーロッパ・外務省文書館（Archives du Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères-La Courneuve）所蔵の原本および批准書は、右開きから順に表3のとおり構成されている。

表3 日仏修好通商条約の原本・批准書の構成⁽⁴¹⁾

(1)条約の日本語文（漢字仮名交じり）
(2)貿易章程の日本語文（漢字仮名交じり）：「日本開きたる港々において佛蘭西商民貿易の章程」
(3)条約の日本語（片仮名）
(4)条約の日本語（片仮名）：「ニツホンニ オイテ フランス カウエキヲ ナス キソク」
(5)貿易章程のオランダ語文：「Regulatie onder welke de Fransche handel in Japan gedreven zal worden」
(6)条約のオランダ語文
(7)貿易章程のフランス語文：「Règlements commerciaux」
(8)条約のフランス語文：「Traité de paix, d'amitié et de commerce, entre sa Majesté l'Empereur des français, et sa Majesté le Taïcoun du Japon（フランス皇帝陛下と日本大君陛下の間における平和・友好・貿易の条約）」
(9)日本側の批准書のオランダ語文
(10)日本側の批准書の日本語文（漢字仮名まじり）

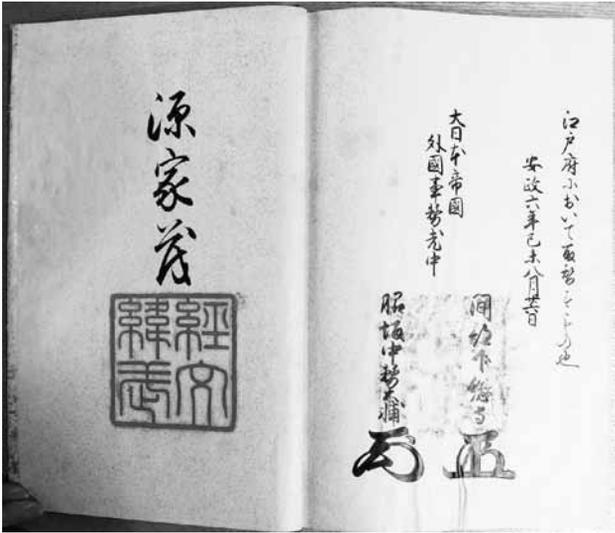
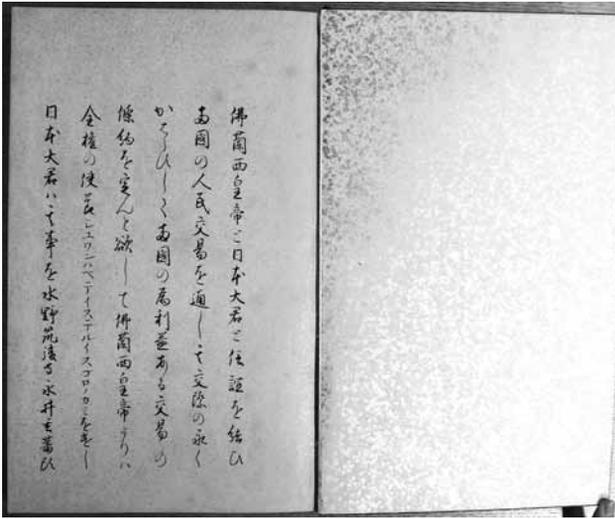
条約の不一致：第7条と第19条

しかしフランスには重大な見落としがあったこともここで指摘すべきであろう。日仏条約の第7条と第19条に、オランダ語とフランス語の間に文言および解釈の不一致が生じていることが、総領事デュシェーヌ・ド・ベルクールによって指摘されたのである⁽⁴²⁾。日仏条約の第7条は領事裁判権、第19条は片務的最恵国待遇にかかわる内容であったため、これはフランスにとって致命的ミスであったと言えよう。

日仏条約のオランダ語版は、森山栄之助によって作成された。これをグロ男爵は、清に戻る前に、長崎のオランダ商館長ヤン・ヘンドリック・ドンケル・クルティウス（Jan Hendrik Donker Curtius, 1813-79）にオランダ語版のフランス語訳を依頼していた⁽⁴³⁾。おそらくこのクルティウスの翻訳によって、オランダ語とフランス語の間の不一致が判明したと考えられる。

フランス総領事からの指摘を受け、外国奉行酒井隠岐守（忠行）は、59年10月17日に日仏条約の第7条および第19条に関する証書を附し、これらは、日英条約の第6条と第23条と一致することが宣言された⁽⁴⁴⁾。

しかし本来、日仏条約では「オランダ語」を正文とすることが明記されただけに、これを修正する必然性があったのかは不可解である。とはいえ、グロ男爵が第22条に付け加えた「魯西亜英吉利亞墨利加條約に添たる和蘭陀語訳文と同義なり」とする条文がここで効を發したとも考えられる。こうした事態を避けるためにも、両国がオランダ語を介さずに、直接互いの言語で外交交渉を行う能力を持つことは不可欠であった。修好通商条約において、イギリスおよびフランスによって新たに加えられた「外交文書の言語」の規定（第21条）は、日本と直に交渉する言語環境の構築に極めて重要な一歩となったのである。



日仏修好通商条約の第1頁（写真上）、日本側の批准書の最終頁（写真下）
Archives du Ministère de l'Europe et des Affaires étrangères - La Courneuve

2. 日英修好通商条約に対するサトウの評価と「条約改正」

次にイギリス外交官アーネスト・メイソン・サトウがどのように、この修好通商条約を評価したのか、また彼がいかなる点で「条約改正」が必要であると考えたのか、サトウによる論説をもとに整理することとしたい。

1868年2月19日、イギリス外交官アーネスト・メイソン・サトウは薩摩の西郷

隆盛と外交交渉の議論を行った。「わたし〔サトウ〕は改正してもらいたいと思われる三つの点をあげた。第一に、外国公使の住む場所を江戸に限っている点、第二に、外国人を条約港〔外国人居留地〕の周囲十里の地に閉じこめている点、第三に、外国貨幣を全国に通用させるようにする点である」(サトウ日記)⁽⁴⁵⁾。これはサトウの個人的見解とはいえ、日英修好通商条約のイギリスにとっての「不平等」を訴えたものである。西郷は新政府も条約改正の提議を望んでいると発言しているが、ここでは具体的な問題点、たとえば後年の日本外交の課題である領事裁判権と関税自主権には言及していない。ちなみに、この不平等条項を含んだ最初の条約はロシアがイランとの間で結んだ1828年のトルコマンチャイ条約である。

これよりさきの1866年5月19日にサトウはすでにイギリス側の不平等解消要求を含めて、日英修好通商条約の重要条約文について自己の見解を明らかにしている。この日、サトウはJapan Times紙に英文の論説を発表しているが、この日本語版が有名な『英国策論』である。その一連の英文論説の第3回目が5月19日の主張ということになる⁽⁴⁶⁾。

まず、前文の「大君」という称号に異を唱えた。「大君」という称号にふさわしい存在はミカド(天皇)であって將軍ではないと断じる。前文の「グレートブリテン・アイルランド連合国の女王と日本の大君陛下」の後者を「日本の將軍殿下」と書き直すべきだとする。大君をイギリス女王と同格の「陛下」と呼んでいた問題を解消し、「ミカドを君主と認め、大君をその代行者と認める」イギリスの新しい対日外交方針が定まったのである⁽⁴⁷⁾。

第1条は交渉の経緯を述べたものなので、問題点はない。第2条にある「江戸府に在留するためのジプロマチーキアгент」という記述が不満である。これは上記の西郷隆盛との議論で提議された問題で、外国公使の居住地を江戸以外でも認めよ、という要求である。幕末に政権所在地が江戸から京都に移る可能性があったからだ⁽⁴⁸⁾。

第3条は最も重要な条約文の一つである。開港開市の規定であるが、サトウは「ひっきりなしに起こる、腹立たしい違反行為の言い古された物語をふたたび語る必要はない」と嘆きと諦めを語る。西郷との会談でも取り上げられている。外国人には日本内地への旅行の自由がなく、居留地から十里四方の「遊歩」しか許されていなかった。この現状を不満として、欧米諸国の在日外交団は日本側との外交交渉に入り、ようやく1874年になって「病氣療養」と「研究調査」という条件付きで、部分的な内地旅行権を手に入れたのである⁽⁴⁹⁾。これには内地での外国人の商売の自由は含まれておらず、ひきつづき日本側の外交カードとして機能したのである。イギリス人は自由貿易を標榜するが、居留地内の自由貿易に限られ、事実上、日本に有利な保護貿易となったのである。

第4条は領事裁判権の規定である。サトウが問題にするのは、法律の強制力が「日本の大君の統治領」に限られている点である。西欧諸国は將軍との条約で「統治領および領地の間の関係」を結んだのに過ぎなかった。しかも、その範囲は江戸、関

東と将軍の影響力が及ぶ場所に限定された。幸い、この問題は明治政府が成立して、全国に支配力が及んだことで解消した。

第5条は日本人犯罪者に日本の法律を適用する刑事規定である。これは第4条と関連し、薩摩や長州などの大君（将軍）の影響力が及ばない領域では死文化している。これも明治政府が成立することで、本来の機能を取り戻す。

第6条は経済活動などの民事規定である。後半の条約文で「混合法廷」が規定されている。サトウは「ふさわしい基本原理に基づいて、よく考え抜いた規定によって、その処置がうまくなされたならば、完全な業務がなされるであろう」と楽観的だが、必ずしもうまく運用されてはいなかった。

第7条は負債返還と不正債務者処罰を規定している。この規定によれば、外国人が住んでいる場所、つまり外国人居留地を離れることが出来ないの、「外国人債権者にとって耐えがたい苦痛」だという。

第8条は外国人による日本人雇用の規定である。この条約文をめぐって、イギリス側と日本側で解釈の違いがあり、トラブルも起きた。イギリス側の条約文では、「法律が許す限り、イギリス国民が日本人を雇用することに日本政府はいかなる制限も行わない」と規定されている⁽⁵⁰⁾。たしかに、この条約文を読んだ限りでは、サトウの言う通りである。ところが、日本側の条約文では「在留の貌利太泥亜人日本の賤民を雇ひ諸用事ニ充る事妨なし」と書かれている⁽⁵¹⁾。イギリス側は日本人雇用の完全なる自由をうたっている。ところが、日本側は身分の低い人物の雇用を考えていた。イギリス人が雇用したい日本人は英語のできる人物である。そうした人物は上流階級のサムライに限られる。1859年8月29日にこの種の問題が起きている。長崎領事モリソンが長崎奉行に英語の出来る荒木昌三と品川太郎を雇用したいと申し出たところ、日本側の第8条に規定に基づき、拒否されてしまった。イギリス側はこれに反発し、英文の規定の有効性を主張した。オランダ語の正文と対照した結果、日本側の解釈の誤りと判明した。これ以後、外国人による日本人雇用の自由は完全に確保された⁽⁵²⁾。こうして、問題解決が図られたので、1866年の論説でサトウは「すばらしい」との一言で片づけたのである。

第9条の居留地内における信仰の自由、第10条の貨幣規則、第11条の軍事物資の規定、飛んで第13条の水先案内人の規定は、この時のサトウには関心外の問題であった。ただし、上記の西郷との会談で、第10条に規定される条約文に関連して、外国貨幣を全国に通用するようにしたいとの希望をサトウは述べていた。しかし、これは日本国内に二重貨幣が流通することになり、江戸幕府も明治政府も絶対に許さない問題である。

第12条の難破船員の優遇規定では、さきの第4条と第5条での議論が再燃する。つまり、日本での法律の強制力が及ぶのは、将軍の統治領などに限られ、諸大名の海岸では救助活動は望み薄である。

第14条は第3条と同じくイギリスにとって重要な問題である。この条約文は、開港場ではイギリス国民は「すべての階層の日本人」と自由に輸出入の貿易が出来、

「日本の役人の干渉」がないことを保証している。イギリスの死活問題である自由貿易の規定である。サトウが1866年にJapan Times紙に英文論説を寄せたのも、この第14条がきっかけであった。薩摩の船が横浜に寄港し、第14条の規定に基づいて、当然の権利である外国商人との貿易を申し出た。ところが、日本の役人は船員の上陸はおろか、予定されていた貿易まで禁じてしまった。明らかに規定違反である⁽⁵³⁾。また、1860年に生糸や呉服など主要輸出品は必ず江戸の間屋を通すことを命じた五品江戸回送令も、幕府による自由貿易への不当な介入と見なされ、外国商人などの反対にあい、効果は上がらなかった。

第15条に運上所(税関)の役人の規定がある。もし、役人の税額の見積もりに外国商人が不服を持った場合に訴える場所がない。せいぜい、領事館にペテン行為の実情を訴えるだけになり、泣き寝入りになる可能性が大きく、なんら問題解決に至らない。

第16条は関税の二重課税の禁止規定ある。日本国内での無制限の輸送を保証している。関八州しか権力の及ばない政権が禁止規定を実効性があるもののできるか疑念の声が高い。

第17条の運上支払証書の規定、第18条の港湾規則作成の規定、第19条の罰金支払い規定、第20条の税則作成の規定、第21条の外交用語の規定、第22条の条約改正の規定、の八つの条約文は「いま議論するほどの重要な条約文でない」という一言でサトウは切り捨てる。しかし、本稿の筆者にとって、第21条の外交用語の規定は最も関心のある条約文である。日英間の外交用語を条約調印の日から5年を経過した1864年8月26日までに、オランダ語から英語に変更しなければならなくなったのである。このため日本人は蘭学から英学への転換を強いられた。イギリス外交官の間でもオランダ語通訳官は不要の存在となり、日本語通訳官が活躍するようになった。「幕末の言語革命」が起きたのである。この条約文は日本側にとって不平等な条約文であったが、必死の努力で、禍を転じて福と為したのである。一方、清英の天津条約でも、この規定が設けられたが、「当分の間」という挿入句のおかげで、清の外交官はこの外交用語の規定を巧みに逃れることができた。しかし、世界の流れに取り残されてしまった⁽⁵⁴⁾。

第23条の最恵国条規である。サトウは「外交における最新の発明」と評価している。しかし「いっそう特典を受けた」諸国民との平等を求める権利がある、と言っているのは、ヨーロッパの強国の論理である。サトウの目線は日本ではなく、イギリス以外の西欧諸国に向いている。

サトウをはじめとするイギリスの、さらには西欧諸国の外交官が目標としているのは、1858年の天津条約ではあるまいか。西欧諸国にとって最も有利な条約内容である清との条約に日本での条約を近づけたかったのであろう。サトウはイギリスの外交官であり、当然、イギリスの国益の拡大を図る立場にある。その意味では日本との条約は彼らにとって不完全な条約で、「条約改正」が必要なのである。それだからこそ、サトウが1866年5月19日の英文論説の結論として、「遠からぬ日に

現行の条約が廃止され、もっと広汎で満足できる条約、つまり日本の真の支配者であるミカドと大名連合による公平な協定に代わることを力説するのである。

おわりに

本稿は、フランス、イギリス、日本、という複眼的視座から、修好通商条約における「言語」および「条約文」を検討した。これらの検討を通じ、以下を指摘することができるだろう。

第一に、清および日本における英仏の全権委員の協調関係である。清との関係では、1858年の天津条約、さらに1860年の北京条約にいたるまで、同じ英仏の全権委員が代表を務めた。英仏の全権委員は、本国外務省から日本との条約締結の訓令を受け、天津条約をモデルに想定した。しかしイギリスは清との条約批准に向けた交渉を継続するなど、清との交渉に重点を置き、日本での混乱は避けたいという全権代表の意図があった。そのため既に締結された日米条約を範とし、江戸幕府との交渉にあたった。フランス全権委員もこれに倣った。第二に、日英・日仏の修好通商条約における第21条は、日本の外交交渉時の言語をオランダ語から英語・フランス語に転換を促した。英仏は確かに、日米条約と同様にオランダ語を第三言語として受け入れ、これを正本とした。しかし天津条約に倣い、外交文書の言語を「英語」および「フランス語」とする規定を加えることを忘れなかった。第三に、修好通商条約の不平等条約説は、日本側に限られたものではない。1866年にイギリス外交官サトウが論説で指摘したように、イギリス側にとっても条約改正が不可欠であった。

さて、この「幕末の言語革命」を契機に、1860年代後半にはイギリス公使館でサトウやアストンなど優秀な日本語通訳官が頭角をあらわすことになるが、一方のフランス公使館はどうであろうか。1860年代前半は、宣教師のジラルやメルメ・カションなど、日本語を解す通訳官の活躍により、フランス公使館はイギリス公使館よりも情報収集に優れていたと考えられる。しかしこれらの宣教師が去ると、フランス公使館には日本語通訳官が不在となり、塩田三郎など、日本人のフランス語通訳官に頼ることとなった。こうした状況下で、1865年以降、情報収集の側面ではイギリス公使館が優勢となる事態が生まれたことは間違いないだろう。

このようにイギリスとフランスは、条約締結時に「言語」の問題に共通の関心を示した。しかしその言語政策の内実は、通訳官の養成など、両国で異なっていたことは明らかであろう。こうした「言語」の問題は、対日政策をめぐる英仏の共通点と差異を明るみにするものであり、とりわけ対清政策との比較を含めた検討が課題となるだろう。

【付記】

本稿は、2018年度の跡見学園女子大学特別研究助成費の交付を受けた研究課題の成果の一部である。

注

- (1) *Le Moniteur universel*, le 7 mai 1857.
- (2) H. Cordier, *L'Expédition de Chine de 1857-58, histoire diplomatique*, Paris : F. Alcan, 1905. p. 163-164.
- (3) 楠家重敏『幕末の言語革命』見洋書房、2017年。
- (4) 第一章の日仏修好通商条約の締結に至る経緯については、主に以下の史料および先行研究を参照した。A. de Moges, *Souvenirs d'une ambassade en Chine et au Japon en 1857 et 1858*, Paris, L. Hachette, 1860. C. Chassiron, *Notes sur le Japon, la Chine et l'Inde : 1858-1859-1860*, Paris, E. Dentu, 1861. H. Cordier, *Le premier traité de la France avec le Japon*, Leide : E. J. Brill, 1912 [以下、*Le premier traité* と略記]。リチャード・シムズ著、矢田部厚彦訳『幕末・明治日仏関係史——1854～1895年』ミネルヴァ書房、2010年。野村啓介「日仏修好通商条約正文(仏・蘭・和)に関する比較的考察——ナポレオン3世下フランス対日外交の基礎研究」『ヨーロッパ研究』東北大学大学院国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座、第11号、2016年、31～75頁。有利浩一郎「日仏修好通商条約、その内容とフランス側文献から見た交渉経過」(1)～(9)、『ファイナンス』財務省広報誌、2018年6月号～2019年2月号。
- (5) 表1は、次の文献に掲載された日本と各国との条約を参照し、寺本が作成した。外務省編『締盟各國條約彙纂——自嘉永七年至明治十七年』校訂出版、東京国文社、1884年。
- (6) 外務省編『締盟各國條約彙纂——自嘉永七年至明治十七年』校訂出版、740頁。
- (7) *L'Expédition de Chine*, p. 438-439.
- (8) *Le premier traité*, p. 32.
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*, p. 33
- (11) *Ibid.*, p. 34-35.
- (12) L. Oliphant, *Narrative of the Earl of Elgin's mission to China and Japan in the years 1857, '58, '59*, W. Blackwood, 1860, p. 90. 東京大学史料編纂所『維新史料綱要』第三巻、東京大学出版会、1983年、4頁。
- (13) 東京大学史料編纂所『維新史料綱要』第三巻、18頁。維新史学会『幕末維新外交史料集成』第三巻、第一書房、1978年、212頁。
- (14) *Correspondance relative to the Earl of Elgin's special mission to China and Japan, 1857-1859*. London : Harrison and Sons, p. 374 [以下、*Correspondance relative to the Earl of Elgin* と略記]
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*
- (18) 外務省編『締盟各國條約彙纂』前掲書、428～429。下線は、筆者による。
- (19) *Correspondance relative to the Earl of Elgin*, p. 374.
- (20) 楠家重敏『幕末の言語革命』前掲書、24頁。
- (21) 天津条約(清英)の原文は、次を参照。W. F. Mayers, *Treaties Between the Empire of China and Foreign Powers*, Shanghai: North-China Herald office, 1897.
- (22) 楠家重敏『アーネスト・サトウの読書ノート』雄松堂出版、2009年。楠家重敏『W.G. アストン』雄松堂出版、2005年。
- (23) *Le premier traité*, p. 36. p. 39. 維新史学会『幕末維新外交史料集成』第四巻、前掲書、463～464頁。
- (24) フランス側の記録では、全権委員6名のうち「野々山鉦蔵」ではなく「Kami Sakio Kami (駒

- 井左京頭、朝温)」が出席したとある (*Le premier traité*, p. 47)。しかし日仏条約の花押は、フランス外交文書館の原本上、日本語およびフランス語いずれも「野々山鉦藏」のものである。
- (25) *Le premier traité*, p. 47-73. Chassiron, *op. cit.* p. 149-164.
- (26) *Le premier traité*, p. 53.
- (27) 2016年8月にフランスにおけるヨーロッパ・外務省文書館の許可を得て、筆者(寺本敬子、塩田明子)は同館所蔵の日仏修好通商条約の原本を閲覧した。
- (28) *Le premier traité*, p. 59.
- (29) 表2は、楠家重敏『幕末の言語革命』に掲載される「附録2 フランス公使館発江戸幕府宛文書一覧」(187~207頁)を参照し、寺本が作成した。本表の作成にあたり、フランス公使館から江戸幕府に発信された文書を日付順に並び替え、フランス側で2回以上、文書の翻訳に携わった人物の名前および翻訳された言語を記した。なお「日付不明」の文書、江戸幕府側で翻訳に携わった日本人の名前は除外した。
- (30) 楠家重敏『幕末の言語革命』前掲書、101~112頁。田中貞夫『幕末明治初期フランス学の研究』改訂版、国書刊行会、2014年。
- (31) *Le premier traité*, p. 53.
- (32) *Ibid.*, p. 58.
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p. 59.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*, p. 59-60.
- (38) *Ibid.*, p. 63.
- (39) *Ibid.*
- (40) 天津条約(清仏)の原文は次を参照。L. de Reinac, *Recueil des traités conclus par la France en Extrême-Orient: 1684-1902*, Paris: E. Leroux, 1902.
- (41) 1859年の条約批准時、日本語で「條約」とのみ表記されている。「日本国仏蘭西国修好通商条約」と一般に表記されるようになるのは、1884年に外務省が編纂した条約集による(外務省編『締盟各國條約彙纂』前掲書)。
- (42) Archives diplomatiques [AD], TRA18580012/014
- (43) *Le premier traité*, p. 75.
- (44) AD, TRA18580012/010, 011, 013.
- (45) R. Morton and I. Ruxton ed. *The Diaries of Sir Ernest Mason Satow. 1861-1869*, Eureka Press, 2013, p. 318.
- (46) *Collected Works of E. M. Satow. Collected Papers I. 1864-1874*, Edition Synapse, 2001, p. 5-9.
- (47) サトウは1862年の来日以降、日本語学習に励んでいたが、その過程で日本人が書いた歴史書をいくつも読み込んでいた。とくに新井白石の『読史余論』を精読して、「大君という言葉は本来ミカド(天皇)と同義語である」(坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』上巻、205~206頁)と、この問題に気づいたようだ。サトウの同僚のW. G. アストンもその起源が日本と李氏朝鮮との外交交渉まで遡れることを発見した。「大君」は主権者のみを用いる称号で、明らかに外国を欺こうという意図があると考えた(F. V. ディキンズ著・高梨健吉訳『パークス伝』p. 62)。イギリス人日本学者B. H. チェンバレンの『日本事物誌』(Things Japanese)にも「大君」という項目があり、同様な見解を述べている(高梨健吉訳、前掲書第2巻、291頁)。
- (48) 初代駐日イギリス公使のラザフォード・オールコックは「帝国内をどこでも自由に旅行する

権利」を行使するために、富士登山を試みた（オールコック著・山口光朔訳『大君の都』中巻）第20章参照。1868年ころ、イギリス公使館は政権の所在地が京都になることや、首都が大坂に変わる可能性を考えていた（サトウ、前掲書、下巻、154頁）。

- (49) 楠家重敏「解説—外国人の日本研究における『日本旅行案内』の位置」(B. H. チェンバレン著、楠家重敏訳『チェンバレンの明治旅行案内』所収、新人物往来社、1988年) 221頁。
- (50) 日英修好通商条約第8条の英語文は以下のとおり。The Japanese Government will place no restrictions whatever upon the employment, by British subjects, Japanese in any lawful capacity
- (51) 日英修好通商条約第8条の日本語文は、「law」（法律）を「low」（下層）と読み違えたのである。正文のオランダ語は英語版との齟齬はないので、日本語版の誤りである。
- (52) 『通信全覧』（雄松堂書店版）第1巻、445、448、463頁。楠家重敏『〈年譜〉駐日イギリス外交官の日本語学習・日本研究（1853～1878）』（『杏林大学外国語学部紀要別冊』第1号）88頁。
- (53) サトウ、前掲書、上巻、197頁。
- (54) 楠家重敏『幕末の言語革命』前掲書、参照。